

# 児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

現在、0歳から高校生世代までの児童を養育していますか

はい

三郷町から児童手当  
(特例給付を含む)を  
受給していますか

はい

第1子が0歳～  
高校生年代ですか

はい

手続きは必要ありません  
(自動更新されます)

いいえ

18歳年度末を経過した  
後 22歳年度末までの  
子を養育し、経済的負  
担(学費や食費等)が  
ありますか

はい

0歳から22歳年度末ま  
での子を合わせると3  
人以上になりますか

はい

手続きが必要です  
A ^

いいえ

手続きは必要ありません

いいえ

手続きは必要ありません

いいえ

支給対象外です

いいえ

公務員ですか  
(勤務先から受給し  
ていますか)

はい

勤務先にお問い合わせ  
ください

いいえ

お子さんと同居して  
いますか。

はい

父母のうち所得が高い  
方の住民票が三郷町  
にありますか

はい

手続きが必要です  
B ^

いいえ

こども未来課までお問  
い合わせください

いいえ

所得の高い方の住  
民票がある自治体  
にお問い合わせく  
ださい

A

「監護相当・生計費の負担についての確認書」  
の提出が必要です。

B

「児童手当認定請求書」の提出が必要です。  
18歳年度末を経過した後 22歳年度末まで  
のお子さんを養育しており、お子さんが3名以上  
いる場合は、「監護相当・生計費の負担につ  
いての確認書」も提出してください。

※受給者とお子さん(高校生年代以下)の住民票が異なる  
場合は「別居監護申立書」の提出が必要です。  
※お子さんが施設に入所している場合は、施設の設  
置者等に支給されます。

詳細については、こども未来課(0745-43-7322)までお問い合わせください。